

報告第 1 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

・ 実質赤字比率	—	(13.65%)
・ 連結実質赤字比率	—	(18.65%)
・ 実質公債費比率	6.9%	(25.0%)
・ 将来負担比率	—	(350.0%)

2 資金不足比率

・ 水道事業会計	—	(20.0%)
・ 下水道事業会計	—	(20.0%)

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注 1 数値のない比率については、すべて「—（ハイフン）」としている。

注 2 () 内は、当町の令和 7 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

報告第 2 号

町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和８年７月２９日

那須町長 平 山 幸 宏

１ 和解の相手方

岩手県盛岡市在住 男性

２ 和解の要旨

町は相手方に対し、当該損害賠償金８５，６６８円を支払うものとし、過失割合は、町側が３０％とする。

３ 事故の概要

（１）事故の発生年月日

令和８年５月３日

（２）事故の発生場所

町道３２８号下半俵・横沢線（那須郡那須町大字高久乙
１３９８番地付近）

（３）事故の状況

町道上において車両走行中、路面陥没部に左前後輪が接触し、
タイヤ及びホイールを損傷した。

報告第 3 号

町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和８年７月２９日

那須町長 平 山 幸 宏

１ 和解の相手方

宇都宮市 法人

２ 和解の要旨

町は相手方に対し、当該損害賠償金２６，９９１円を支払うものとし、過失割合は、町側が３０％とする。

３ 事故の概要

（１）事故の発生年月日

令和７年５月３日

（２）事故の発生場所

町道３２８号下半俵・横沢線（那須郡那須町大字高久乙
１３９８番地付近）

（３）事故の状況

町道上において車両走行中、路面陥没部に左前輪が接触し、タイヤを損傷した。

報告第 4 号

町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和８年８月４日

那須町長 平 山 幸 宏

１ 和解の相手方

那須塩原市在住 男性

２ 和解の要旨

町は相手方に対し、当該損害賠償金５,９１３円を支払うものとし、過失割合は、町側が５０％とする。

３ 事故の概要

（１）事故の発生年月日

令和８年５月２日

（２）事故の発生場所

町道３２８号下半俵・横沢線（那須郡那須町大字高久乙
１３９８番地付近）

（３）事故の状況

町道上において車両走行中、路面陥没部に左前輪が接触し、タイヤを損傷した。

報告第 5 号

町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

那須町長 平 山 幸 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和８年８月７日

那須町長 平 山 幸 宏

１ 和解の相手方

東京都豊島区在住 男性

２ 和解の要旨

町は相手方に対し、当該損害賠償金３,９２０円を支払うものとし、過失割合は、町側が４０％とする。

３ 事故の概要

（１）事故の発生年月日

令和８年５月３日

（２）事故の発生場所

町道３２８号下半俵・横沢線（那須郡那須町大字高久乙
１３９８番地付近）

（３）事故の状況

町道上において車両走行中、路面陥没部に左前後輪が接触し、タイヤを損傷したことで走行不能となり、タクシーを利用した。